

岐 阜 県 公 報

第 二 千 九 百 九 十 五 号
平 成 三 十 年 十 一 月 二 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

家畜伝染病予防法に基づく消毒の実施
道路の区域変更

(畜 産 課) 六八一
(道 路 維 持 課) 六八一

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表
包括外部監査の結果に基づいて講じた措置の公表

(監 査 委 員) 六八二
(同) 六八六
(同) 六九〇
(同) 六九一

公 示

職員ID管理システムの導入及び運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告
平成三十年度採石業務管理者試験合格者
大規模小売店舗立地法による意見書に関する件
公共測量の実施

(情 報 企 画 課) 六九四
(商 工 政 策 課) 六九四
(商 業 ・ 金 融 課) 六九四
(用 地 課) 六九五

告 示

岐阜県告示第五百三十八号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第九条の規定により、次のとおり消毒方法の実施を命ずるので、家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第十五条の規定により告示する。

平成三十年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生の予防

二 実施する区域

県内全域の百羽（だちようにあつては、十羽）以上を飼養する家きん飼養農場（消石灰による消毒又はこれと同等と認められる消毒方法を自ら実施するものを除く。）

その他家畜保健衛生所長が必要と認める家きん飼養農場

三 実施の期日

平成三十年十一月十二日から同月三十日まで

四 消毒方法

消石灰の農場内（飼育舎周囲及び農場外縁部）への散布

岐阜県告示第五百三十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十一月二日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道路の種類	
室牧 原田線		路線名	
養老郡養老町室原字住吉 三四七〇番地先から 同 郡同 町同 字同 一八五三番一〇地先まで 養老郡養老町室原字住吉 三四七〇番地先から 同 郡同 町大坪字溝東 五二〇番一〇地先まで 養老郡養老町室原字住吉 三四七〇番地先から 同 郡同 町大坪字溝東 五二〇番一〇地先まで 養老郡養老町大坪字溝東 五五四番一〇地先から 同 郡同 町室原字住吉 一八五三番一〇地先まで		区 間	
後		前	
C	B	B	A
三〇〇 二四・四	一〇〇 二七・二	一〇〇 二七・二	八二 一八・六
二四六・九	二〇一・〇	二〇一・〇	二九六・〇
別前後区域 敷地の幅員 延長 備考			
A、及び関係C B の表示面に係 る敷地は、図 の区分は、表 Cを大垣県 養老郡と 重畳線用			

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成三十年九月に執行した定期監査（一部同年八月に執行したものを含む。）

の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。
平成三十年十一月二日

岐阜県監査委員	山 本 勝
岐阜県監査委員	太 田 維
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 久
岐阜県監査委員	杉 祐 子

第1 監査実施機関数

	監査実施機関数		監査結果件数			
	指標あり	指導あり	指摘事項	指導事項	検討事項	検討事項
知事直轄	—	—	—	—	—	—
総務部	3	0	0	0	0	0
清流の国推進部	—	—	—	—	—	—
危機管理部	—	—	—	—	—	—
環境生活部	1	0	0	1	0	1
健康福祉部	4	1	0	1	0	0
商工労働部	—	—	—	—	—	—
農政部	1	0	0	0	0	0
林政部	—	—	—	—	—	—
県土整備部	1	1	1	3	2	1
都市建設部	1	0	0	0	0	0
県事務所	1	1	0	1	1	0
教育委員会	3	0	0	0	0	0
警察本部	37	4	6	10	4	6
その他	2	0	0	0	0	0
合計	54	7	7	16	8	7

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指標あり」及び「指導あり」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。
「—」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、13機関において、8件の指摘事項及び7件の指導事項が認められたので、対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。また、本庁の所管課1機関において、1件の検討事項が認められたので、対象機関に対し必要な検討などの措置を講ずるよう求めた。

1 総務部（3機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
財政課	平成30年9月10日	人事課	平成30年9月4日
職員研修所	平成30年9月11日		

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 環境生活部（1機関）

実施機関名	実施年月日
県民生活相談センター	平成30年9月11日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。また、本庁の所管課に対し、次の事項について検討を求めた。

機関名	区分	内容
県民生活課	検討事項	<p>ぎふNPO・生涯学習プログラム管理運営業務の委託契約について、毎年度、公募型プロポーザル方式により業務実施の企画案を公募し、外部有識者で構成する評価会議で評価のうえ、契約の相手方を選定して随意契約を締結しているが、応募者が一者かつ同一の者（前年度の契約相手方）である状況が続いているため、契約における競争性を高める観点から、次の1又は2による契約方法の見直しについて検討されたい。</p> <p>1 委託する業務の性質に鑑み企画提案を受けることが必要ならば、仕様の緩和や指名型プロポーザル方式の導入などの工夫により複数の応募者の確保に努める。</p> <p>2 これまでに蓄積した経歴を活用して県が仕様を明示できるならば、企画提案に頼ることなく、競争入札（一般、指名又は総合評価）に移行する。</p>

3 健康福祉部（4機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜保健所	平成30年9月19日	岐阜保健所本巣・山県センター	平成30年9月19日
西濃保健所	平成30年9月11日	西濃保健所揖斐センター	平成30年9月11日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
西濃保健所	指摘事項	<p>公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として385,002円の費用負担が発生し、また、修繕料126,869円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>

4 農政部（1機関）

実施機関名	実施年月日
東濃農林事務所	平成30年9月12日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

5 県土整備部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
恵那土木事務所	平成 30年 9月 14日

【監査の結果】
次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
恵那土木事務所	指摘事項	契約の相手方が特定の者に限定される登記事務委託等の単備契約事務において、契約の相手方から見積書を徴していたが、当該見積書の単価により契約すべきところ、一部の業務について、誤って予定価格で契約を締結しており、見積書の単価で契約した場合と比較すると支出総額が400円過大となっていたので、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	道路管理上の1件の事故について、損害賠償金として710,000円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料145,260円が支払われていたので、職員 の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

6 都市建設部 (1機関)

実施機関名	実施年月日
リニア推進事務所	平成 30年 9月 14日

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

7 県事務所 (1機関)

実施機関名	実施年月日
真濃県事務所	平成 30年 9月 12日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
真濃県事務所	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として19,872円の費用負担が発生し、また、修繕料85,514円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 教育委員会 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
多治見工業高等学校	平成 30年 9月 13日	土岐紅陵高等学校	平成 30年 9月 13日
岐阜希望が丘特別支援学校	平成 30年 9月 19日		

【監査の結果】
特に指摘及び指導する事項はなかった。

9 警察本部 (37機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総務課	平成 30年 8月 27日	広報県民課	平成 30年 8月 27日
会計課	平成 30年 8月 27日	装備施設課	平成 30年 8月 27日
情報管理課	平成 30年 8月 27日	警務課	平成 30年 8月 30日
教養課	平成 30年 8月 30日	厚生課	平成 30年 8月 30日
監察課	平成 30年 8月 30日	留置管理課	平成 30年 8月 30日
生活安全総務課	平成 30年 8月 28日	少年課	平成 30年 8月 28日
生活環境課	平成 30年 8月 28日	地域課	平成 30年 8月 28日
通信指令課	平成 30年 8月 28日	自動車警ら隊	平成 30年 8月 28日
刑事総務課	平成 30年 8月 30日	捜査第一課	平成 30年 8月 30日
捜査第二課	平成 30年 8月 30日	捜査第三課	平成 30年 8月 30日
組織犯罪対策課	平成 30年 8月 30日	国際捜査課	平成 30年 8月 30日
鑑識課	平成 30年 8月 30日	科学捜査研究所	平成 30年 8月 30日
機動捜査隊	平成 30年 8月 30日	交通企画課	平成 30年 8月 30日
交通指導課	平成 30年 8月 30日	交通規制課	平成 30年 8月 30日
運転免許課	平成 30年 8月 30日	交通機動隊	平成 30年 8月 30日
高速道路交通警察隊	平成 30年 8月 30日	警備総務課	平成 30年 8月 28日

警備第一課	平成 30 年 8 月 28 日	警備第二課	平成 30 年 8 月 28 日
機動隊	平成 30 年 8 月 28 日	警察学校	平成 30 年 8 月 30 日
恵那警察署	平成 30 年 9 月 13 日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
総務課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた2件の毀損事故について、修繕料173,124円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
生活安全総務課	指導事項	公益財団法人岐阜県防犯協会の事業に対する補助金について、補助対象経費の内訳、支払の事実などを確認していなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
生活環境課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
地域課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として8,532円の費用負担が発生し、また、修繕料13,493円（うち相手方負担分6,746円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
刑事総務課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料91,584円が支払われていたため、職員が毀損事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
機動捜査隊	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として19,380円の費用負担が発生し、また、修繕料135,972円（うち相手方負担分122,374円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
交通規制課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として43,292円の費用負担が発生していたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
高速道路交通警察隊	指導事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料207,316円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
機動隊	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として250,862円の費用負担が発生し、また、修繕料125,462円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。
恵那警察署	指摘事項	所持品検査の際に、当該所持品を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として16,200円の費用負担が発生していたため、職員の事故防止について一層の徹底を図らねばならない。

10 その他（2機関）

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
選挙管理委員会東濃地方事務局	平成30年9月12日	監査委員事務局	平成30年9月4日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年十一月二日

岐阜県監査委員	山 本 勝 敏
岐阜県監査委員	太 田 維 久
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 本 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

I 平成30年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成30年度

(単位：件)

区分	監査結果 (平成30年9月末現在)	措置済	今回措置を 講じたもの ※	未措置
	A	B	C	A-B-C
指摘事項	37	0	11	26
指導事項	44	0	11	33
検討事項	4	0	0	4
計	85	0	22	63

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年9月28日及び10月1日に知事等関係機関から通知があったもの

(注) 監査結果の区分については、次のとおり、
指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所掌課
に対して是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成30年度

(1) 監査結果（指摘事項）に基づき講じた措置

危機管理部

機関名	監査結果	講じた措置
防災課	物品の管理事務において、岐阜県消防無線モーター発信装置など2件（取得価格計569,590円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	岐阜県消防無線モーター発信装置は、県が発注した工事の請負業者が誤って処分したものであり、業者が新規製造した当該物品を設置して復旧し、平成29年9月28日付けで岐阜県会計規則（昭和32年岐阜県規則第19号）第208条に基づき事故報告を行った。 工事を発注した担当課で再発防止を図るよう依頼するとともに、果所有備品であることを示す大型シールを貼付する等、再発防止に努めた。 また、気象予警報受信用FAXは、平成29年度の現物実査を実施した際に当該物品と物品一覧表との実合がとれず、その後も継続的に当該物品を捜索したが、現物実査の最終報告時においても当該物品の確認が

		できなかつたため物品一覧表から削除し、平成29年11月29日付けで同条に基づく事故報告を行った。 今回の事案を受け、物品の適正な管理を再認識するため、課内で新たに作成した現物実査マニュアルで職員研修を実施する等、再発防止に努めた。
--	--	--

健康福祉部		
機関名	監査結果	講じた措置
希望が丘こども医療福祉センター	1件の医療事故について、損害賠償金として427,530円の費用負担が発生していたので、事故防止について一層の徹底を図られた。	事故後、所属長から医療事故を起こした職員に対し、より慎重な対応を心掛けるよう指導した。 また、医療事故防止マニュアルの見直しを行い、所長より所属職員に対して医療事故防止の周知徹底を図った。
中央子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、修繕料184,907円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	交通事故を起こした職員に対し、嚴重に注意するとともに、周囲の状況確認を徹底に行うなど安全運転を心掛けるよう指導した。 また、所内会議において、より一層交通安全及び交通事故防止に努めるよう周知徹底を図った。 今後も継続的に注意を喚起し、交通事故防止を徹底する。
西濃子ども相談センター	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として449,888円の費用負担が発生し、また、修繕料399,692円（うち相手方負担分34,980円）が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	事故が繰り返して発生したことを受けて、職員に対して交通安全に関する指導、研修等を速やか実施した。 それ以降も職員がそろう定例会議（原則として毎週木曜日に開催）で常時注意喚起を行っており、左記の2件以降は、公務中の交通事故は発生していない。
東濃子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として3,602,588円の費用負担が発生し、また、公用車が廃車（取得価格1,049,895円）となっていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	所属長から当該職員に対し、より慎重な運転を心掛けるよう指導を行った。 また、全職員に対し、定例会議において安全運転及び交通事故防止に関する注意喚起を行い、交通事故の再発防止を図っている。 緊急案件への複数対応、担当職員の他業務軽減等、緊急案件発生時の業務調整を行っている。

飛騨子ども相談センター	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として270,595円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	事故直後に、職員から事故の状況及び原因を聴取し、安全運転の励行について指導するとともに、全職員に事故の概要を説明し、家庭訪問の頻格において発生した事故であったことから、往路同様、適度な緊張感を持って運転することの大切さを職員全員で共有した。 また、毎週開催する援助方針会議や月初めの職員会議等において、交通法規の遵守、安全運転の励行及び自己の健康状態の把握について注意を促し、再発防止に努めている。
-------------	---	--

都市建設部		
機関名	監査結果	講じた措置
東部広域水道事務所	公務中の2件の交通事故について、修繕費122,666円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られた。	当該職員に対しては、所属長より交通安全の意識を徹底し、交通事故の再発防止に努めるよう直接注意指導を行った。 また、所属全体としては、交通安全に関する職域研修を実施するとともに、課長・場長会議の場で交通安全に関する資料を配布、全職員を対象に交通安全意識の徹底と事故防止の啓蒙を繰り返し行い、交通事故の再発防止に努めた。

教育委員会		
機関名	監査結果	講じた措置
教育研修課	岐阜県総合教育センター電話交換機更新に係る契約事務において、一般競争入札が不審となった際に、契約審査会の審査を受けることなく契約方法を変更し、随意契約を行っていたため、今後は適正に処理されたい。	契約事務手続について、会計職員への周知徹底を図った。今後は、入札及び契約を含む会計事務全般において、岐阜県会計規則等を遵守するとともに、疑義が生じた場合は、出納管理課への確認を行うことを徹底し、適正な会計事務処理に努める。
岐阜総合学園高等学校	時間外勤務手当の支給事務において、勤務時間数の計算を誤ったことにより、27,222円が支払不足となっていたため、速やかに対処するとともに、今後は適正に処理されたい。	指摘事項については、支払不足となっていた27,222円を平成30年6月21日に支払った。 時間外勤務時間等計算書から人事給与システムへの時間外勤務時間の転記を誤ったため、今後は転記結果を出力した際の確認と決裁時に再度の確認を複数人で行うことを周知徹底した。
岐阜聾学校	時間外勤務手当の支給事務において、1	過払となっていた4,366円については、直

長良特別支援学校	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1件4,386円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。	ちい手続を行い、平成30年6月29日に戻入処理されたことを確認した。 今後は、週休日振替のあった場合の時間外勤務手当算定の際には、年休簿、出勤簿等を確認することを徹底するとともに、決裁に該当書類の写しを添付し、複数人でのチェックを徹底する。
校	時間外勤務手当の支給事務において、1週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたことにより、1件5,271円が過払となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理された。	過払となっていた時間外勤務手当1件5,271円については、平成30年9月4日に納入されたことを確認した。 今後は、同一週の時間外勤務確認を適正に行うため、複数の職員による時間外勤務命台簿の内容確認及び出勤簿等関連帳票との照合を行い、適正な事務処理に努める。

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

機関名	岐阜県	物品管理事務担当者及び出納員に対し、岐阜県会計規則(物品会社)について、再認識させるとともに、今後の事務処理に遺漏がないよう周知徹底した。

清流の国推進部

機関名	清流の国推進部	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理された。
機関名	清流の国推進部	物品の処分事務において、不用決定の手続を行わないまま廃棄されているものがあったので、今後は適正に処理された。

に努める。

健康福祉部

機関名	健康福祉部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取扱いについて、修繕料23,760円が支払われていたため、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。	取扱いについて、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。
機関名	健康福祉部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取扱いについて、修繕料89,424円が支払われていたため、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。	取扱いについて、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。
機関名	健康福祉部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取扱いについて、修繕料89,424円が支払われていたため、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。	取扱いについて、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。
機関名	健康福祉部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取扱いについて、修繕料89,424円が支払われていたため、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。	取扱いについて、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。

林政部

機関名	林政部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取扱いについて、修繕料84,780円が支払われていたため、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。	取扱いについて、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。
機関名	林政部	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の取扱いについて、修繕料84,780円が支払われていたため、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。	取扱いについて、職員の出納簿に記入し、一層の徹底を図られた。

教育委員会

機関名	教育委員会	校内除雪業務委託の単価契約において、重機の種類別の業務単価を定めているが、次の不適切な事項が認められたので、今後は適正に処理された。 1 随意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出し、	指導事項について、会計事務担当職員に対し岐阜県会計規則に基づいた適正な契約事務を行うよう、指導を行った。 今後は、決裁時に職員間で確認を行う内部けん制体制の強化徹底を図り、適正な会計事務処理に努める。
機関名	教育委員会	校内除雪業務委託の単価契約において、重機の種類別の業務単価を定めているが、次の不適切な事項が認められたので、今後は適正に処理された。 1 随意契約を締結しようとするときは、原則として2人以上の者から見積書を提出し、	指導事項について、会計事務担当職員に対し岐阜県会計規則に基づいた適正な契約事務を行うよう、指導を行った。 今後は、決裁時に職員間で確認を行う内部けん制体制の強化徹底を図り、適正な会計事務処理に努める。

<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1061 241 1420 1025"> <p>出させなければならないが、契約の相手 が特定の者に限定される理由を明らかに しないまま、一者のみから見積書を提出 させていた。</p> <p>2 業務ごとの予定数量と単価の積を求 め、全業務につきこれを合算した総額を 見積書として提出させ予定価格と比較す べきところ、業務予定数量を相手方に示 さず、業務ごとの単価のみを見積書とし て提出させていた。</p> <p>3 契約書に業務単価表を添付していなか った。</p> </td> <td data-bbox="699 241 1061 1025"> <p>公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料 23,220円 が支払われていたので、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らねばなら ない。</p> <p>職員会議において、果有備品及び施設 の毀損事故発生防止に対する注意喚起を 行うとともに、毀損事故防止に対する意 識を高めるため、当校で作成した情報機 器事故防止チェックシートによるチェッ クを全職員に実施した。</p> <p>今後は、新たに作成した果有備品（情 報機器含む）毀損等対応手順書（職員 用）により、事故発生の状況や原因の速 やかな確認及びその分析を実施し、職員 への周知徹底を図ること、更なる事故 防止に努める。</p> </td> <td data-bbox="215 241 699 1025"> <p>SDカードの管理事務において、次の不 適正な事項が認められたので、今後は適正 に処理されたい。</p> <p>1 「USBメモリ及びその他の外部記録 媒体使用記録簿」（以下「使用記録簿」 という。）によりSDカードの利用状況 を適切に管理すべきところ、情報セキユ リティ取扱管理者は使用記録簿への記載 を徹底させておらず、SDカードの利用 状況について把握していなかった。</p> <p>2 使用記録簿に記載して情報セキユリ ティ取扱管理者の許可を得ることなく、職 員がSDカードを利用していた。</p> <p>3 「その他の外部記録媒体管理台帳」に 記載されたSDカードの管理番号に重複 があった。</p> <p>職員会議において、外部記録媒体の管 理及び利用に関する要領等に基づき、外 部記録媒体の取扱い及び使用に関する手 続について周知徹底を図った。</p> <p>また、SDカードの管理番号の重複が ないよう、再整理した。</p> <p>今後は、情報セキユリティ取扱管理者 が中心となって、要領遵守に努める。</p> </td> </tr> </table>	<p>出させなければならないが、契約の相手 が特定の者に限定される理由を明らかに しないまま、一者のみから見積書を提出 させていた。</p> <p>2 業務ごとの予定数量と単価の積を求 め、全業務につきこれを合算した総額を 見積書として提出させ予定価格と比較す べきところ、業務予定数量を相手方に示 さず、業務ごとの単価のみを見積書とし て提出させていた。</p> <p>3 契約書に業務単価表を添付していなか った。</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料 23,220円 が支払われていたので、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らねばなら ない。</p> <p>職員会議において、果有備品及び施設 の毀損事故発生防止に対する注意喚起を 行うとともに、毀損事故防止に対する意 識を高めるため、当校で作成した情報機 器事故防止チェックシートによるチェッ クを全職員に実施した。</p> <p>今後は、新たに作成した果有備品（情 報機器含む）毀損等対応手順書（職員 用）により、事故発生の状況や原因の速 やかな確認及びその分析を実施し、職員 への周知徹底を図ること、更なる事故 防止に努める。</p>	<p>SDカードの管理事務において、次の不 適正な事項が認められたので、今後は適正 に処理されたい。</p> <p>1 「USBメモリ及びその他の外部記録 媒体使用記録簿」（以下「使用記録簿」 という。）によりSDカードの利用状況 を適切に管理すべきところ、情報セキユ リティ取扱管理者は使用記録簿への記載 を徹底させておらず、SDカードの利用 状況について把握していなかった。</p> <p>2 使用記録簿に記載して情報セキユリ ティ取扱管理者の許可を得ることなく、職 員がSDカードを利用していた。</p> <p>3 「その他の外部記録媒体管理台帳」に 記載されたSDカードの管理番号に重複 があった。</p> <p>職員会議において、外部記録媒体の管 理及び利用に関する要領等に基づき、外 部記録媒体の取扱い及び使用に関する手 続について周知徹底を図った。</p> <p>また、SDカードの管理番号の重複が ないよう、再整理した。</p> <p>今後は、情報セキユリティ取扱管理者 が中心となって、要領遵守に努める。</p>	<p>長良特別支援学 校</p> <p>毒物及び劇物の管理事務において、「毒 物及び劇物の取扱規定」に基づき保管管理 を行うこととなっているが、次の不適正な 事項が認められたので、速やかに措置する とともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 保管庫に収納して施錠をすることな っているが、施錠できない保管庫があっ た。</p> <p>2 保管場所に「医薬用外」の文字及び毒 物については「毒物」、劇物については 「劇物」の文字を表示すべきところ、当 該表示がされていなかった。</p> <p>3 薬品保管簿が適正に記載されておら ず、また、学期末ごとに行うこととなっ ている在庫点検が行われていなかった。</p> <p>1 監査後速やかに、施錠器具を装着し施 錠可能な保管庫とした。</p> <p>2 監査後速やかに、規定された表示をし ていなかった保管庫には、管理職立会い の下、「医薬用外」の文字及び毒物につ いては「毒物」、劇物については「劇 物」の文字の表示を行った。</p> <p>3 監査後速やかに、管理職立会いの下で 現物の保管状況の確認を行い、「毒物・ 劇物管理簿」を整理し、校長に管理報告 を行った。今後は、「毒物及び劇物の取 扱規定」に基づき毒物及び劇物の保存数 量の増減を逐次記録するとともに、定期 的に保存数量と管理簿とを照合して管理 報告を行うものとし、適正な管理に努め る。</p>
<p>出させなければならないが、契約の相手 が特定の者に限定される理由を明らかに しないまま、一者のみから見積書を提出 させていた。</p> <p>2 業務ごとの予定数量と単価の積を求 め、全業務につきこれを合算した総額を 見積書として提出させ予定価格と比較す べきところ、業務予定数量を相手方に示 さず、業務ごとの単価のみを見積書とし て提出させていた。</p> <p>3 契約書に業務単価表を添付していなか った。</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた 1件の毀損事故について、修繕料 23,220円 が支払われていたので、職員の毀損事故防 止について一層の徹底を図らねばなら ない。</p> <p>職員会議において、果有備品及び施設 の毀損事故発生防止に対する注意喚起を 行うとともに、毀損事故防止に対する意 識を高めるため、当校で作成した情報機 器事故防止チェックシートによるチェッ クを全職員に実施した。</p> <p>今後は、新たに作成した果有備品（情 報機器含む）毀損等対応手順書（職員 用）により、事故発生の状況や原因の速 やかな確認及びその分析を実施し、職員 への周知徹底を図ること、更なる事故 防止に努める。</p>	<p>SDカードの管理事務において、次の不 適正な事項が認められたので、今後は適正 に処理されたい。</p> <p>1 「USBメモリ及びその他の外部記録 媒体使用記録簿」（以下「使用記録簿」 という。）によりSDカードの利用状況 を適切に管理すべきところ、情報セキユ リティ取扱管理者は使用記録簿への記載 を徹底させておらず、SDカードの利用 状況について把握していなかった。</p> <p>2 使用記録簿に記載して情報セキユリ ティ取扱管理者の許可を得ることなく、職 員がSDカードを利用していた。</p> <p>3 「その他の外部記録媒体管理台帳」に 記載されたSDカードの管理番号に重複 があった。</p> <p>職員会議において、外部記録媒体の管 理及び利用に関する要領等に基づき、外 部記録媒体の取扱い及び使用に関する手 続について周知徹底を図った。</p> <p>また、SDカードの管理番号の重複が ないよう、再整理した。</p> <p>今後は、情報セキユリティ取扱管理者 が中心となって、要領遵守に努める。</p>		

岐阜県監査委員告示第二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年十一月二日

岐阜県監査委員 山 本 勝 敏
 岐阜県監査委員 太 田 維 久
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 本 良 寛
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成29年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

(単位：件)

テーマ名	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの※ C	未措置 A-B-C
地域防災計画等において県が備蓄・整備することとしている物資及び資材について	19	2	3	14

※「今回措置を講じたもの」については、平成30年10月1日に知事から通知があったもの

2 行政監査の結果に基づき講じた措置

機関名	監査結果	講じた措置
医療整備課	燃料又は乾電池（以下「燃料等」という。）で稼働する機材（発動発電機、灯油ストーブ、ランタン、拡声器）について、燃料等が当該機材と一体的に備蓄されていないものがあるため、災害時に迅速に機材を稼働できるよう、応急用の燃料等の機材との一体的な備蓄又は発災時の確実な調達方法について検討された。	平成30年7月3日に、拡声器の稼働に必要な乾電池（1台当たり単三乾電池6本）を機材と一緒に配備した。 今後、乾電池等で稼働する機材の整備を行う場合には、上記と同様の措置を講ずることとする。
	携帯用放射線測定器（注段ボール箱に収納したまま搬出することが想定されているため、箱の外側に誰でも内容物が判別できるような表示をしておくとともに、使用方法が分かる取扱説明書の類も一緒に収納しておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。	平成30年7月3日に、携帯用放射線測定器の箱の外側に内容物（GMカウンター）の表示をするとともに、使用方法を記した取扱説明書を機材と一緒に箱に収納し、保管した。 今後、測定器の追加整備等があった場合には、上記と同様の措置を講ずることとする。
	放射能汚染物の廃棄用容器（バード・デイズベンチャー）は使用にあたって複数のパーツを組み立てる必要があるため、災害時に誰でも速やかに使用できるよう、組立方法が分かる取扱説明書の類と一緒に備えておくなど、保管方法のさらなる工夫に努められたい。	平成30年7月3日に、放射能汚染物の廃棄用容器（バード・デイズベンチャー）の組立後の状態が分かる資料を機材と一緒に配備した。 今後、組立での必要がある機材等の整備を行う場合には、上記と同様の措置を講ずることとする。

岐阜県監査委員告示第三十号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成三十年十一月二日

岐阜県監査委員 山 本 勝
 岐阜県監査委員 太 田 維
 岐阜県監査委員 山 本 泉
 岐阜県監査委員 藤 本 良
 岐阜県監査委員 杉 山 祐
 岐阜県監査委員 子 寛

1 平成25年度、平成28年度及び平成29年度
 包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成25年度					
特定の事件 (ケース)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の 執行	知事部局	A	B	C	A-B-C
	25	24	0	1	

(単位：件)

2 平成28年度					
特定の事件 (ケース)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
産業振興施策に関する事 務の執行及び事業の管理	知事部局	A	B	C	A-B-C
	16	15	1	0	

(単位：件)

※ 知事から平成30年10月22日付け行第79号で通知があったもの

3 平成29年度					
特定の事件 (ケース)	措置を講ず べき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を 講じたもの C	未措置 A-B-C
水道事業及び下水道事業 に係る財務事務の執行及 び事業の管理	知事部局	A	B	C	A-B-C
	13	—	10	3	

(単位：件)

※ 知事から平成30年10月22日付け行第79号で通知があったもの

II 監査結果（指摘）に基づき講じた措置

1 平成28年度（テーマ：産業振興施策に関する事務の執行及び事業の管理）

株式会社フイ・アール・テクノセンター（所管課：新産業・エネルギー振興課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
繰延資産の 範囲について	167	【繰延資産の範囲について】 繰延資産については会社法に具体的な規定はないので、株式会社フイ・アール・テクノセンター整理規程上、「会社法に規定のあるものをいう。」は適切ではなく、「財務諸表等規則に規定のあるものをいう。」が適切であると考える。	平成29年9月26日開催の取締役会において、整理規程の改正を決定し、同日付けで改正した。

2 平成29年度（テーマ：水道事業及び下水道事業に係る財務事務の執行及び事業の管理）

岐阜県営水道（所管課：水道企業課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
財産管理に ついて	55	【建設仮勘定の本勘定への振替について】 建設仮勘定のうち、平成15年に計上された付帯工事部分の本勘定へ振り替えられていなかった。そのため、減価償却が行われておらず、過年度の費用の計上が過少となっていた。	平成29年度決算において本勘定への振替及び減価償却等の処理を行った。
	58	【固定資産台帳データに登録されている不明資産について】 固定資産台帳に「移行に伴う補正データ」と記載された資産が計上されていたが、具体的な資産の内容が不明であり、固定資産実査も行われていなかった。 現在の固定資産実査の実施方法を改善する必要がある。関係部署で固定資産実査に関するマニュアルを策定すべきである。また、上記資産について再調査のうえ、整理すべきである。	不明資産については、平成29年度決算において整理した。なお、固定資産実査に当たっては、現地機関と協議のうえ、適切な実査を徹底する。

水質管理及び薬品管理について	78	【調整試液の管理について】 調整試液の在庫量を記録する管理簿が作成されておらず、調整試液が管理されていないがあった。	平成29年10月に調整試液に係る管理簿について、試薬等管理要領に定め、以降、適正に管理している。
----------------	----	---	--

県工業用水道（所管課：水道企業課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
浄水場用地 について	94	【遊休状態の浄水施設用地の減損について】 浄水施設用地について、企業会計基準適用指針に基づく会計上の判断としては、回収可能価額を著しく低下させる変化に該当し、単独グループベンジとして切り離し、遊休資産として減損の認識が必要と考える。この場合、通常は回収可能価額について正味売却価額を採用することとなるため、当該土地については、不動産鑑定評価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失計上する必要がある。	当該用地は現在、工業用水道事業法に基づき事業の一部の休止を届け出ている。 今後、段階的に処理能力を確保していく方向で進めていることから、現段階では計画の見直しはなく、よって遊休資産とは判断していない。
	95	【事業計画の見直しについて】 県工業用水道事業は、浄水施設の建設について、県の方向性を踏まえ将来の需要見込みを推計するとともに「岐阜県水資源長期需給計画」の情報をもとに策定時から20年以上経過している第1期計画の見直しを行う必要がある。 また、事業計画の見直し後の変更手続きにより、浄水施設用地の取得時に受け入れた国庫補助金の全部又は一部について返還することが必要である。	工業用水道事業については、「浄水場の処理能力の余裕状況」と「工業用水の需要状況」にあわせて段階的に処理能力を確保していく方向で、経済産業省及び厚生労働省の承認を得て現在の形で事業を進めている。 今後、必要があれば、主務省と調整のうえ、適切な時期に「事業計画の一部変更」を検討する。また、その中で補助金返還が生じることとなれば、速やかに対応する。

流域下水道（所管課：流域浄水事務所）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
----	--------------------	-------	-------------

公有財産について	122	【建物に該当しない建造物について】 「急速ろ過池」は、その施設に見合った財産種別（工作物）で公有財産台帳に登録する必要が有る。	公有財産台帳を修正登録した。
契約事務について	123	【監視用システム08のサポート期限切れについて】 水処理中央管理室監視制御設備においては、外部ネットワークからは遮断された環境で使用されており、かつ、開発メーカーにより保守されている状況ではあるが、継続使用について例外措置の手続を行う必要がある。	平成30年3月20日に平成29年度の岐阜県情報セキュリティポリシー例外措置許可申請を行い、同月28日付で許可を得た。 また、平成30年度分については、平成30年3月20日に許可申請を行い、同月30日付で許可を得た。

公益財団法人岐阜県浄水事業公社（所管課：下水道課）

区分	監査結果 報告書 記載頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
資金管理について	130	【収入印紙受払簿、切手受払簿、テニス夜間照明用コイン受払簿及び野球夜間照明用コイン受払簿の押印漏れについて】 受払簿に担当者と経理責任者が毎月末に残高を確認し押印することとなっているが、押印されていない月があった。	毎月末の残高確認時は、担当者及び経理責任者に加え、当該課職員による確認を行い、複数人によるチェックを徹底する。
	131	【収納した現金の取扱いについて】 テニス夜間照明用コインと野球夜間照明用コインの払出により収納した現金を外部への支払がある都度（最低月4回）取引金融機関に預け入れしており、会計処理規程に記載された方法とは異なった運用がなされている。	収納した現金は、収納した日のうちに取引金融機関に預け入れる。なお、取引金融機関営業時間外に収納があった場合は、その翌営業日に預け入れる。 なお、事務繁忙期（3月、4月及び12月）に限り、会計処理規程第33条ただし書を活用して10日以内の取引金融機関への預入れを可とし、平成30年7月に会計処理規程取扱細則を一部改正して、その運用について規定した。
水質管理及び薬品管理について	141	【一般試薬と毒物及び劇物の管理について】 一般試薬の保管場所と劇物の一部が臨時的に置かれていたことから、今後、一般試	当該劇物は、施設可能な保管棚に劇物保管場所を確保し、保管している（平成29年9月実施

薬と毒物又は劇物の保管が混在することがないよう、一般試薬、毒物又は劇物の保管の取り決めの遵守の徹底と保管状況の監督が必要である。

済み。）。また、管理責任者（水質課長）により、月1回、保管状況の定期的な監督を実施する。

公 示

職員ＩＤ管理システムの導入及び運用保守業務委託に関する仕様書案に対する意見招請に関する公告

職員ＩＤ管理システムの導入及び運用保守業務委託に関する仕様書案の作成が完了したので、次のとおり仕様書案に対する意見を招請します。

平成三十年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調達役務の名称及び数量

職員ＩＤ管理システムの導入及び運用保守業務 一式

2 意見の提出方法等

(1) 提出期限 平成30年11月22日(木) 午後5時(郵送の場合は、必着のこと。)

(2) 提出先 〒500 8570 岐阜市藪田南二丁目1番1号

岐阜県総務部情報企画課情報システム係

電話 058 272 1111 (内線2278)

(3) 提出方法 仕様書案とともに交付する意見招請説明書による。

3 仕様書案の交付期間及び交付場所

(1) 交付期間 平成30年11月2日(金) から平成30年11月15日(木) までの毎日(県

の機関の休日を除く。) 午前9時から午後5時まで

(2) 交付場所 2の(2)に同じ。

4 意見招請に関する事務を担当する部署

2の(2)に同じ。

5 Summary

(1) Subject of the materials to be put forward for comment:

Introduction, Maintenance and Administration of the Management System for Staff IDs

(2) Date and time for the distribution of materials for comment:

Every day from 9:00 a.m. to 5:00 p.m. from 2 November 2018 through 15 November 2018 (excluding weekends and national holidays)

(3) Deadline for the submission of amendments and additions to the materials for comment: 5:00 p.m., 22 November 2018

(Amendments and additions submitted by mail must be received by 5:00 p.m., 22 November 2018.)

(4) For further information, please contact:

Information Policy Planning Division,
Department of General Affairs, Gifu Prefectural Government
2-1-1 Yabuta-minami, Gifu City, Gifu Prefecture, 500-8570
Tel: 058-272-1111 Ext. 2278

平成三十年度採石業務管理者試験合格者

採石法(昭和二十五年法律第百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により実施した平成三十年度採石業務管理者試験の合格者の受験番号は、次のとおりです。

平成三十年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

受験番号

受験番号

受験番号

四

五

九

一一

一七

三一

四四

四六

以上八名

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。

なお、その意見書は平成三十年十一月二日から一月間岐阜県商工労働部商業・金融課において縦覧に供する。

平成三十年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) アルピス美濃加茂店

美濃加茂市新池町一丁目三八 外

二 意見の概要

美濃加茂市長の意見

・ 交通の対策について

・ 騒音の対策について

・ 光害について

(届出事項 新設)

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十一月二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局岐阜国道事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量、現地測量、路線測量)

三 作業期間

平成三十年九月七日から

平成三十一年二月二十八日まで

四 作業地域

岐阜市

平成三十年十一月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社